令和5年(2023年)5月12日 第1回滋賀県総合教育会議 資 料 2 - 1

次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)(素案ver2.0)について

1. 素案からの見直しの概要

- ・昨年度末に作成した素案に対し、総合教育会議、滋賀県教育振興基本計画審議会、県議会や庁議から頂戴した意見を踏まえ、必要な修正を図る。
- ・令和5年3月27日に開催した第5回滋賀県総合教育会議において、子ども(中学生および高校生)から頂戴した意見を踏まえ、必要な修正を図る。
- ・令和5年4月に実施した各市町および関係団体への計画素案に対する意見照会の結果を踏まえ、必要な修正を図る。
- ・その他、令和5年4月のこども基本法の施行などの諸情勢を踏まえた所要の修正や、文言整理を図る。
- ・施策の取組状況、成果および課題等の進行管理のため、各施策に応じた目標を設定する。

2. 主な見直し内容

No.	箇所	素案の記載	見直しの視点	素案ver2.0の記載
1	サブテーマ	・・・さらには、お互いを尊重し合い、関わり 合う、みんなが幸せになる地域づくりに向けて、 生涯学習をはじめ、様々な教育の取組を展開しま	人権教育はすべての教育活動を通じて行われる ものという観点から、「一人ひとりが大切にされ」 て取組を進めることを明記します。	・・・さらには、 <mark>一人ひとりが大切にされ、</mark> お 互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せに なる地域づくりに向けて、生涯学習をはじめ、
2	全体的な方向性 (2)学習者が主体 の教育	す。・・・ (段落新設)	読み解く力を育成する取組についても追記する こととします。	様々な教育の取組を展開します。・・・ ・・・併せて、社会の情報化や、人と人とのコミュニケーションの変化が一層進展することが見込まれる中にあって、社会の形成に主体的に参画していくために、必要な情報を取り出し、知識を再構築していく「読み解く力」を育成します。・・・
3	柱 I (1)② i 子ど もの権利の尊重	◆ 児童の権利に関する条約等を踏まえ、教育活動を通じた、教職員や子ども自身における子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して意見を表明できる環境づくりなどに取り組みます。	令和5年4月のこども基本法の施行を踏まえ内容を拡充するとともに、"子どもの最善の利益"の考慮にも触れることとします。	● 児童の権利に関する条約 <u>やこども基本法</u> 等を踏まえ、教育活動を通じて、子どもの最善の利益が優先して考慮される社会の実現に取り組みます。 ● 子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して <u>学び、</u> 意見を表明できる環境 <u>の整備</u> などに取り組みます。

4	柱 I (1)③健やかな体の育成	幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポーツに親しめるように、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。・・・	計画期間中に開催される国スポ・障スポを契機とした機運の高揚と連動させながら「健やかな体の育成」に取り組むことを明記します。	幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポーツに親しめるように、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)をはじめとする大規模大会を契機としたスポーツに対する機運の高揚とも連動させながら、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。・・・
5	柱 I (2)① i 主権 者教育等の推進	◆ 学校間の交流を <mark>深める</mark> などして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。	最近話題になっている校則の見直しは生徒会活動を活性化するチャンスであるとの高校生の声を踏まえ、主権者教育の取組の一環として、自主的な校内ルールの検討などについて明記します。	◆ <u>自主的に校内のルールを検討したり、地域や</u> 学校間の交流を深めたりするなどして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。
6	柱 I (2)① ii 外国 語教育の充実およ びグローバル化に 対応した学びの充 実	ii 外国語教育の充実および <u>グローバル化に対</u> <u>応した</u> 学びの充実	社会の変化に受け身で対応するのではなく、むしろ変化をより良い方向へ導く「社会に開かれた教育課程」の観点から、「外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実」と改め、能動的な姿勢を明示します。	ii 外国語教育の充実および <u>グローバル社会で</u> <u>活躍するための</u> 学びの充実
7	柱 I (2)②情報化 に対応する力の育 成	② 情報化に対応する力の 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。	情報を活用する能力の育成として、図書等の活字 資料の有効活用についても言及することとします。	② 情報活用能力の育成 図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀 県生きる力を育むための学校教育の情報化の 推進に関する条例の規定により定める学校教 育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を 日常的に活用した教科等の指導等により、情 報および情報手段を適切かつ効果的に活用す る能力を育みます。
8	柱 I (3)① ii 地域 社会を教育資源と した学びの推進	(項目新設)	郷土学習を通じて地域に興味を抱いたという中学生の声を踏まえ、地域の特色ある町づくりや伝統文化等を題材とした学びの推進の取組を追記します。	◆ 地域社会の人々の協力も得ながら、地域の特色ある町づくりや伝統文化等を題材とした学びを推進し、地域への愛着を育みます。
9	柱 I (3)②部活動 への支援	② 部活動への支援	現状の部活動を強化するとの誤解を避けるため、 「部活動の持続可能で適切な運営への支援」と取 組の目的をタイトルに明示します。	② 部活動の持続可能で適切な運営への支援
10	柱 I (3)②部活動 への支援	(項目新設)	部活動に関連する取組が柱 I と柱Ⅲに分かれるのは分かりにくいとの御意見を踏まえ、部活動の地域移行等に関する取組を柱 I (3)②にも位置付け、柱Ⅲに再掲することとします。	ii 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移 行 ◆ 持続可能性や活動機会の確保の観点を踏まえ、各学校の部活動において、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や、近隣学校との合同練習等の交流などが柔軟に取り組まれるように支援します。

				◆ 公立中学校で行われる部活動について、
				う、段階的な地域連携や地域クラブ活動へ
				<u>の移行ができる環境整備を図ります。</u>
11	 柱Ⅱ(2)①ii子ど		│ │ 教職員による声掛けや子ども同士の交流の促進	◆ 教職員による日々の適切な声掛けなどを通
	ものメンタルヘル		が生徒の安心につながるという高校生の声を踏	じて、子どもの学校生活における心の健康を保
	スへの対応	(項目新設)	まえ、に関する取組を追記します。	つとともに、子ども同士の交流を促進する取組
				<u>を通じて、学校生活を安心して送ることが出来</u>
12	柱Ⅱ(2)③ ji 教育		 学校教育情報化計画の内容に沿い、教育データ利	<u>るように配慮します。</u> ◆ 校務や学習の教育データを活用し、指導が必
12	性 II (2) ③ II 教育 活動への I C T 活		子仪教育情報化計画の内谷に沿い、教育ナータ利 活用の取組を追記することとします。	▼ 校務や子首の教育チータを活用し、指導が必
	用の推進	(項目新設)		能力に応じた学習支援など、指導の改善につな
				<u>げる、教育データの利活用の推進を図ります。</u>
13	柱Ⅱ(4)①就学前	① 就学前の教育・保育の充実および小学校教育		① 就学前の教育・保育の充実および小学校教育
	の教育・保育の充 実および小学校教	との円滑な接続 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期	く、"幼児教育・保育"として全体的に捉えることとします。	との円滑な接続 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期
	斉のより小子校教 育との円滑な接続	工産にかたる人情が成め基礎を占りが先期 の教育の重要性を踏まえ、幼児教育と小学校	CCO&9°	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	H-0713/H 0/3///	教育の接続の観点を踏まえながら、幼児教育		学校教育の接続の観点を踏まえながら、幼児
		の質の向上に取り組みます。		教育 <u>・保育</u> の質の向上に取り組みます。
		 <主な取組>		
		<土み収組>		<土仏収証>
		i 幼稚園教諭等の指導力の向上		i 幼稚園教諭等の指導力の向上
		◆ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭における		◆ 幼稚園教諭・保育教諭・保育士の指導力
		<u>幼児教育に係る</u> 指導力の向上を支援し、		の向上を支援し、幼児教育・保育の充実を
		幼児教育・保育の充実を図ります。		図ります。
		 ii <mark>就学前教育</mark> と小学校教育との円滑な接続		ii 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な
		の推進		接続の推進
		◆ <u>保育所・幼稚園・認定こども園</u> と小学校		◆ <u>幼児教育・保育</u> と小学校が「幼児期の終
		が「幼児期の終わりまでに育ってほしい		わりまでに育ってほしい姿」の認識を共
		姿」の認識を共有し、 <mark>就学前教育</mark> から小学 校への接続期における教育・保育の質の		有し、 <mark>幼児教育・保育</mark> から小学校への接続 期における教育・保育の質の向上を図り
		向上を図ります。		ます。
14				
	子仪にのける説音 活動の促進			
14	柱皿(1)②ii 学校 図書館の活用など 学校における読書 活動の促進		・子どもに身近な学校図書館の図書の整備や運営体制の充実を促進することを明記します。 ・学校図書館が生徒の安心できる居場所であることを明記します。	

15	柱皿(3) 困難な環 境等にある人の学 びを支える	る読書環境を整備し、子どもの学校図書館の利用促進を図ります。 様々な困難な環境に対応し、学びから誰一人取り残されないように、社会のみんなで学びを支えます。複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々な専門人材・機関等がチームとなり、各々の特長を活かしながら学習者を支えます。	特定分野に特異な才能のある子どもについて、支援の在り方は今後充分に検討される必要があるものの、支援の対象である"困難"の一つであることを例示的に示すこととします。	たちにとって魅力ある環境となり、安心して過ごすことができる居場所となるよう、公共図書館との連携による魅力ある学校図書館づくりや多様な図書の整備を図るなど、その充実を促進します。 家庭環境や言語・文化の環境のほか、特異な才能の一方で学習や生活に困難を抱える子どもなどの、様々な困難な環境に対応し、学びから誰一人取り残されず居場所や活躍の機会が確保されるように、社会のみんなで学びを支えます。困難な家庭環境や複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々な専門人材・機関等がチームとなり、各々の特長を活かしながら学習者を支えます。
16	柱Ⅲ(3)①iv日本 語指導が必要な子 どもへの支援	iv 日本語指導が必要な子どもへの支援 ◆ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつつ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。	 ・外国人等の子どもの不就学は喫緊の課題という御意見を考慮し、市町とも連携し、就学の促進を図ることについて追記します。 ・日本語指導にとどまらず、文化面の支援や日本語教育の充実に関する取組も示すべきとする御意見を考慮し、多文化共生プランや日本語教育アクションプランに基づき取り組むことについて、本計画でも追記します。 	iv 日本語指導が必要な子ども等への支援 ◆ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつつ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。また、市町とも連携し、不就学またはその可能性がある外国人の子どもの就学の促進を図ります。 ◆ 上記のほか、「滋賀県多文化共生推進プラン」および「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン」に基づき、外国人等住民に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組みます。
17	柱皿(3)② ii 学び の居場所の確保	(項目新設)	フリースクール等との連携の余地がまだまだ大きいことを踏まえ、理解の深化、学校内外での連携の促進に取り組む旨を追記します。	◆ それぞれの子どもが自身の状況に応じて学びを進めることができるよう、多様な学びの場についての教職員の理解を深め、教室以外の場での学びも適切に評価するなど、学校内外の連携を促進します。
18	柱Ⅲ(3)②iii 義務 教育を受ける多様 な機会への支援	iii 義務教育を受ける多様な機会への支援◆ 義務教育を受ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学んでいくことができる、学びの場を支援し、多様な学びの機会の実現を図ります。	具体的に"夜間中学"のキーワードを入れることとします。項目名は「iii多様な状況に応じて義務教育を受ける機会となる夜間中学への支援」とし、説明書きでも明示します。	iii <u>多様な状況に応じて</u> 義務教育を受ける機会 <u>となる夜間中学</u> への支援 ◆ 義務教育を受ける希望を持つ学齢期を過 ぎた人が学んでいくことができる学びの場 <u>となる夜間中学</u> を支援し、多様な学びの機 会の実現を図ります。

3. 目標の設定について

⇒ 概要版P.3のとおり。

4. 今後の予定

令和5年5月24日 第4回審議会会議 (答申案(※素案ver2.0と同内容)について審議)

6月8日 第5回審議会会議(答申案について審議)

6月中 審議会答申

7月 第2回総合教育会議(原案について協議)

7~8月 県民政策コメント

9月 第3回総合教育会議(県民政策コメント結果について報告)

滋賀県議会報告(策定状況)

11月 第4回総合教育会議(最終案について報告)

滋賀県議会提案(計画案)

12月 計画策定